

レンタルタブレット導入仕様書

1 業務名 レンタルタブレット導入

2 業務履行期間

令和7年7月1日 ～ 令和9年6月30日

3 納品・回収場所 浜松市が指定した納品場所に納品すること。

レンタル期限終了時には納品場所から端末を回収すること。

※端末が購入形態となる場合、月額に分割払いをすること・期間中の保守が可能であること・期間終了後に端末回収することを条件に可とする。

※契約期間が自動更新の場合は解約時の申請方法及び必要書類を提供すること。

※送付による回収となる場合はその旨及び方法を記載すること。

4 業務の目的

本業務は、インターネット接続が可能で持ち運びができる端末を利用して通常事務を円滑に行うことを目的とする。

5 レンタルタブレット仕様

(1) 別添「レンタルタブレット詳細」記載の内容の台数、通信量を提供すること。

(2) すべての端末に保守サービスを提供すること。

(3) 利用に必要な各種設定等を行い納品すること。なお、環境設定時及びアプリケーションについて、設定を行う項目について一覧を提示し、それに対して本市が指示する内容で作業を行うこと。

(4) 浜松市が指定する AppleBusinessManager アカウントに iPad の追加登録を行った上で納品すること。MDM ライセンスについては浜松市が提供するものとし、浜松市の指示の下でキッティングを実施すること。

(5) 本体端末及び保守サービスの契約期間は2年間（24ヶ月）とする。

(6) それぞれの最低利用期間を記載すること。

(7) 初期費用と月額費用がそれぞれ把握できるように記載すること。

(8) 端末代や通信量、オプション費用、キッティング費用等については提供単価がわかること。

(9) 申し込みから納品までのスケジュールを提示すること。

(10) 端末の納入予定日を提示すること。

(11) ADE が使用できる監視端末を納品すること。

(12) 導入端末の注文番号（ADE 対象端末）、種別、端末名を ADE 登録後に一覧にして提示すること。（納入日も含む）

(13) 提供されるサービス（レンタル契約、オプションサービス等）の利用規約・約款を提供すること。

(14) レンタルサービス契約満了後、浜松市は、サービスの利用規約に基づく機器の設定初期化などの契約者が実施すべき必要な作業を適切に行い、サービス提供者に返却する。

6 キットニング内容

- (1) 管理用ラベルを端末と化粧箱にそれぞれ添付すること。
- (2) 初期アクティベーションを行うこと。
- (3) 初期パスコードを設定すること。
- (4) デバイス名の設定を行うこと。
- (5) 削除できる標準アプリはすべて削除すること。
- (6) ABM でのデバイスの割り当て後、浜松市が MDM 構成プロファイルの適用、及びアプリの配信処理を行うため浜松市情報システム課と連絡調整を行うこと。
- (7) 電源は切った状態で納品すること。

7 連絡先

- (1) 本契約内容について連絡の取れる担当者及び連絡先を提示すること。

8 契約

- (1) 本業務のサービス提供について契約書を交わすこと。

【別紙】レンタルタブレット詳細

グループNo／ 利用課		端末種別	台数	通信規格	通信量	希望納期
1	健康福祉部介護保険課	iPad (A16) WiFi + Cellular	3	5G・4G・LTE	データ定額 20GB ×3	申込日以降、速やかに

端末のモデル変更・廃止等で指定端末が納品できない場合は、同等品以上での納品について、介護保険課、情報システム課に事前協議を行うこと。

- ・ 納品は調達次第、行うこと。
- ・ 端末と同数の電源アダプタも併せて提供すること